

指標 12.6.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数

ターゲット 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。

ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

定義及び根拠

○ 定義

本指標は、持続可能性に関する報告書を発行する企業の数を用いる。持続可能性に関する報告書とは、我が国において、法定開示書類であり「サステナビリティに関する考え方及び取組」も含めて記載することとされている有価証券報告書や、企業が任意で作成している統合報告書やサステナビリティレポート等の報告書があるが、本指標では有価証券報告書について集計している。

○ 概念

有価証券報告書とは、金融商品取引法第 24 条第 1 項において、同項第 1 号～第 4 号までの有価証券（特定有価証券を除く）を発行する会社が内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書を指す。この記載事項の 1 つとして「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示が義務付けられている。

また、この指標において企業とは、上場企業を含む有価証券報告書提出企業を指す。

○ 根拠及び解釈

我が国における持続可能性に関する報告書には、前述の法定開示書類である有価証券報告書のほか、財務情報と（サステナビリティに関する情報を含む）非財務情報を統合し、企業の価値創造プロセスを説明する統合報告書、持続可能な社会の実現に向けた企業の取り組みを開示するサステナビリティレポート等の企業が任意で作成している報告書が該当する。しか

しながら、企業が任意で作成している報告書については、その作成を行う企業数について把握されていない。一方で、有価証券報告書を提出している企業数については、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）においてデータを有することから、有価証券報告書を提出している企業数を指標としている。

データソース及び収集方法

EDINET

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

本指標は、次の条件に該当する有価証券報告書の数を EDINET より抽出する。

- 有価証券報告書の事業年度期間の（至）日が次の範囲であること
2023 年 3 月 31 日～2024 年 3 月 30 日
- 対象となる書類・様式
有価証券報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）第三号様式）
- データ基準日
抽出日現在

○ コメントと限界

対象期間については、開示府令等の改正（2023 年 1 月 31 日公布・施行）に伴い、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示が義務付けられた 2023 年 3 月期決算以降の 1 年間としている。

対象となる書類・様式には、特定投資家向け有価証券や外国債券、また以下の様式の有価証券報告書は含まれない。

- ・ 開示府令第三号の二様式
- ・ 開示府令第四号様式

データの詳細集計

なし

参考

- 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリック

コメントの結果等について（令和5年1月31日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>

- EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）

<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WEEK0010.aspx>

データ提供府省

金融庁

関連政策府省

金融庁、経済産業省

担当国際機関

国連貿易開発会議（UNCTAD）、国連環境計画（UNEP）